「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	笹山地区地区計画
	建築してはならない建築物
	(1) 法別表第2(い)項第1号及び第3号に掲げるもの
	(2) 兼用住宅
	(3) 店舗の用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 ㎡を超えるもの(ガソリンスタンドを除く。)
建築物の用途の制限	(4) 飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²を超えるもの
	(5) 法別表第2(に)項第4号に掲げるもの
	(6) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの
	(7) 法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの
	(8) 法別表第2(り)項第2号に掲げるもの

※用語の説明…建築基準法は「法」,建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先: 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)